

より良い司法サービスの
提供を追求。

適正と迅速な裁判の実現に
欠かせない仕事。

司法を担う、
誇りの仕事。

裁判所で 働くといつても

これまでの人生で
全くの経験が役立つ!

自分のキャリアを
生き生きと歩んでもいいける!

相談しやすい、
風通しの良い職場。

裁判所への行方
支えを行なう。

学部、学年も問わず
活躍できる職場。

裁判系統の
プロフェッショナル。

裁判所事務官
裁判所書記官
家庭裁判所調査官

新たな時代の司法を担う

資料所の語彙のProfessional

職種紹介	3
本格的な人材	4
資料所事務官	5
資料所書記官	7
家庭裁判所調査官	9

Talk Session

主な書記官×資料所書記官×資料所事務官	11
家庭裁判所調査官×家庭裁判官	13
司法行政部門の職員	15
家庭裁判所の女性職員	17

Message

採用2年目の職員	19
資料所の総合職	21
資料所員	23
外部採用会員の活動	25
外部採用会員の活動	27

7-5-317-1527

研修制度	31
------	----

Information

人事担当者会議 Message	36
Q&A	37
採用試験	38
資料所の組織	39

私たちに求められているものは、
社会や人に対する幅広い関心と即応できる柔軟な思考力や
ひたむきに取り組む情熱



様々な価値観が錯綜し国際化している現代社会では、紛争が深刻化、多様化しています。

このような時代だからこそ、適正・迅速な裁判に対する
国民からの信頼と期待が高まっていることがひしひしと感じられます。

私たちは、それぞれが担当職務を通じて自分の能力と個性を生かして、
裁判を支え、その信頼と期待とに応えてきました。

職場では、適正・迅速な裁判の実現を追求するという共通の目標に向かって、
職種を越えてチームとして議論し、活動する風土と伝統を培っています。

私たちに求められているものは、法律知識だけではなく、
社会や人に対する幅広い関心と即応できる柔軟な思考力やひたむきに取り組む情熱です。

裁判所には、社会の動きに対応する多様で幅広い活躍の場が用意されています。
若さとみずみずしい感性を生かして私たちと一緒に裁判所で働き、社会に貢献していきましょう。

より良い司法サービスを提供するため、裁判所には、裁判官以外にも裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった様々な職種が置かれ、それぞれの職種が連携しながら「適正・迅速な裁判」を実現しています。

裁判所事務官

▼ 適正・迅速な裁判の実現を支える

裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では裁判所書記官のもとで各種の裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。裁判部と事務局は、互いに連携を図りながら活動しています。社会情勢の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化等によってますます増大する司法へのニーズに的確に対応し、適正で迅速な裁判の実現を支えるため、裁判所事務官は様々な部署で活躍しています。



裁判所書記官

▼ 裁判手続のProfessional

裁判所書記官は、法律の専門家として固有の権限が付与されており（裁判所法第60条）、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進行を確保することも大きな役割の一つです。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

※ 裁判所書記官になるためには、裁判所事務官として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1～2年の研修を受ける必要があります。

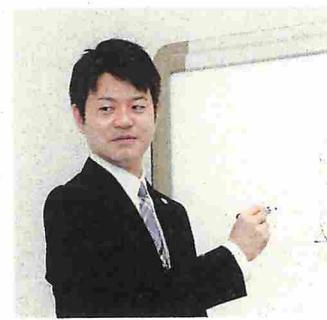


家庭裁判所調査官

▼ 家庭や非行の問題解決のProfessional

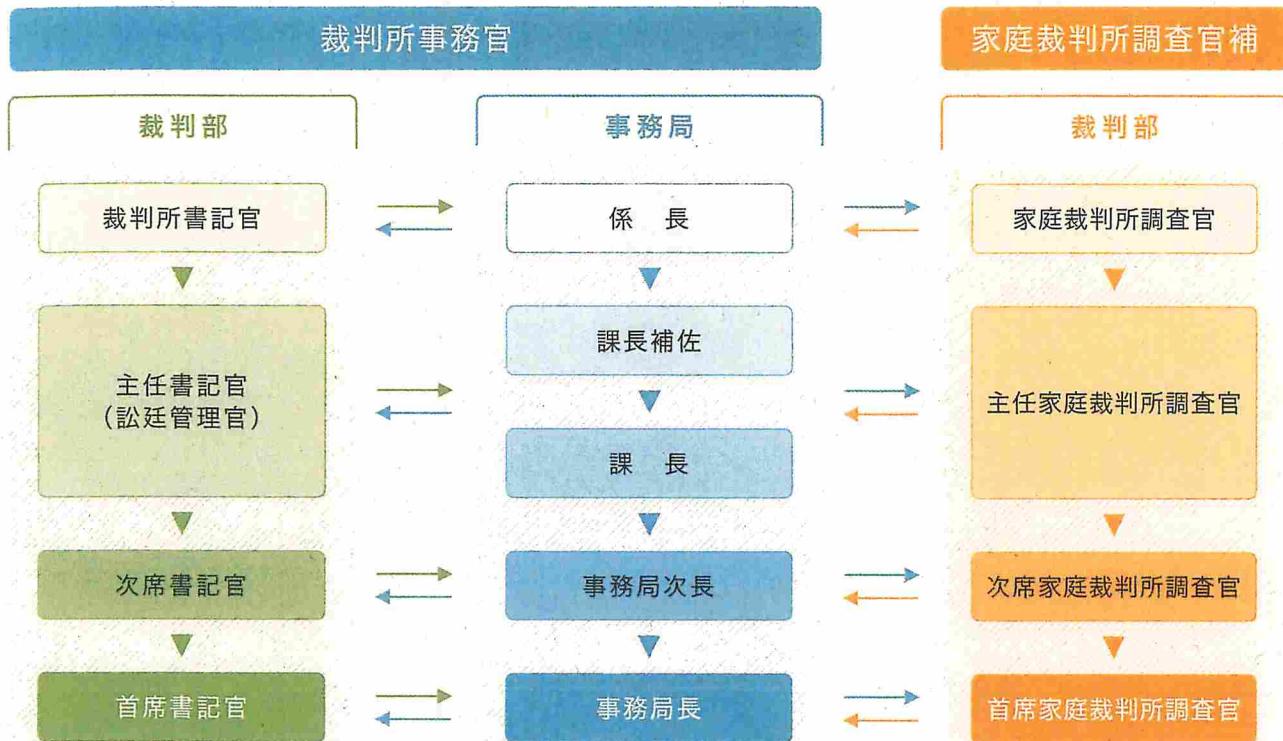
家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行に及んだ少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

※ 家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用された後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。



キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次等にとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。



※上記は、地方裁判所及び家庭裁判所を基準としたキャリアイメージです。

※異動、昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

※本パンフレットに登場する職員の所属・官職は、全て令和元年7月1日現在のものです。

待遇

給与

※国家公務員試験採用者と同じです。

初任給

総合職試験（院卒者区分） 253,800円（行政職俸給表（一）2級11号俸）

総合職試験（大卒程度区分） 222,240円（同2級1号俸）

一般職試験（大卒程度区分） 216,840円（同1級25号俸）

一般職試験（高卒者区分） 178,320円（同1級5号俸）

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

※上記の内容は平成31年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所ウェブサイトをご覧ください。

※試験の種別については、P36を参照してください。

期末・勤勉手当（ボーナス）

住居手当

通勤手当

扶養手当

超過勤務手当 など

諸手当

勤務時間・休暇

※国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間

1日：7時間45分

休日

土曜日・日曜日・祝日及び年末年始

休暇

年次休暇：年間20日

※4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し。

特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引など）

病気休暇、介護休暇、介護時間

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険制度及び年金制度が用意されています。

また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

裁判所事務官



高橋 沙季

大阪簡易裁判所 裁判所事務官

(H29採用 法学系の学部出身)

略歴

H29 大阪簡易裁判所裁判所事務官(採用)

民事部事務官の仕事

私は、大阪簡裁民事公判係所属の採用2年目の裁判所事務官です。法廷事務(法廷での受付等)、訴訟関係書類の授受や来庁者の窓口対応などの事務を担当しています。大阪簡裁はたくさんの事件を扱っており、私たち事務官も様々な事務を通して事件に深く関わることができ、毎日とても充実しています。職場は明るい雰囲気で、係を越えていろんな方と楽しく話をしたり、お互いにサポートしたりしながら仕事をしています。

あたたかい職場

採用前は、専門的な知識が必要な仕事というイメージがあり、やっていけるか不安な気持ちもありましたが、周囲の方々はあたたかく、初めての事務は一つ一つ根拠や資料を示して丁寧に教えてくださり、疑問についても一緒に考えてもらっていたので、不安はすぐになくなりました。ミスをして落ち込んだ時は、アドバイスや励ましをくださり、異動されてからも「最近どう?」等と気にかけていただき、その優しさにとても感謝しています。

成長を実感する

採用当初は、事務の意味を理解するのに精一杯でしたが、事務の優先順位を上司に相談したり、先輩事務官に効率化

の工夫を伺ったり、自分でも様々な方法を試してみた結果、多い事務量であっても落ち着いて取り組めるようになり、自分自身の成長を感じています。

そして今は、自分の担当事務だけでなく、係全体の事務がスムーズに進むよう周囲に気を配り、何か自分にできることはないかを考えて行動することにしています。「助かったよ、ありがとう」と言っていただくと嬉しいですし、やりがいも感じます。

利用しやすい裁判所であるために

国民に身近な裁判所である簡易裁判所には、法律の専門家でない一般の方も多く来庁され、事務官が案内などで対応する場面も多いです。私は普段、法廷はどこなのか、法廷内に入ってもいいのかと戸惑っておられる方には積極的に声をかけるようにしています。また、多くの方にとって裁判は初めての経験なので、不安な気持ちが少しでも解消されるよう、手続の流れについてわかりやすい言葉で説明することを心がけています。裁判所が中立な立場であることを来庁者の方に理解していただきながら適切な対応することに難しさを感じることもありますが、先輩方の姿を見て学び、様々な状況に対応できるようになっていきたいと思います。



美味しいものを食べに行ったり、季節の花や景色を撮りに出かけたりします。

美味しいものを食べるのが好きで、よく友人や先輩と仕事帰りに食事に行ったり、カフェに行ったりしています。職場では、同じくグルメ・スイーツ好きの方と情報交換をする時間も楽しいです。

また、学生時代から写真撮影が趣味で、現在も休日には時々、季節の花や景色を撮りに出かけています。腕はまだまだ未熟ですが、気に入った写真は編集して残していて、いつかそれを集めて自分用にフォトブックを作れたらいいなと思っています。

達成感と充実感を味わう

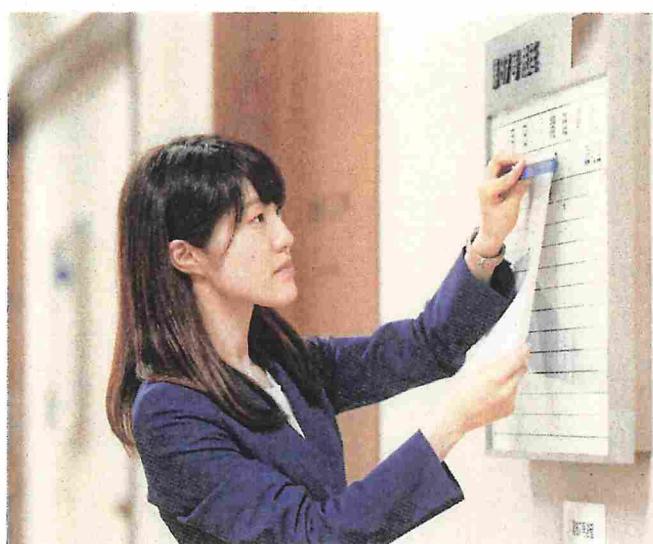
昨年は、大阪簡裁の若手事務官による、事務改善を検討する勉強会に参加し、事務官の当事務の流れや効率化のコツ等を掲載したマニュアルを作成しました。また、大阪簡裁内の防災を考えるチームにも参加し、災害発生時における法廷での初期行動を示した資料を作成しました。先輩方からのサポートを受け、こうしたマニュアルや資料を作成することができた時には、みんなでひとつのものを作り上げた達成感や組織のために役に立てたという充実感を味わうことができました。

先輩の後ろ姿をみて

裁判所書記官に任官することが今の大きな目標です。採用前から興味はありましたが、誠実に事件と向き合い、根拠を調べ、事件の進行について議論する先輩書記官の姿を見て、憧れの気持ちが強くなりました。今は試験に向けて裁判官が主催する勉強会に参加し、講義を聴いたり、答案を添削

してもらったりしています。

そして将来は、自分の仕事をこなすだけでなく、様々な部署でたくさんの方の仕事への取組方・考え方を学び、自分の意見や行動によって周囲に良い影響を与えられる職員になりたいと思っています。



SCHEDULE

8:30 始業

FAXの処理や法廷の準備。



9:00 事件の処理

システムへの事件情報の入力や、弁護士など裁判の関係者との裁判期日の調整を行います。



10:00 法廷事務

裁判関係者の受付や手続の案内。法廷内は緊張します。



12:15 昼食

先輩方や同僚とランチ。よく笑いが起きる職場です。



13:00 郵便発送の準備

送達方法や宛先等にミスがないようチェック。



15:00 窓口・電話対応

裁判所を利用される方に対し、手続の説明をします。



17:00 終業

翌日のスケジュールを確認して退庁。



裁判所書記官



向笠 高史

千葉地方裁判所 裁判所書記官

〔H24採用 法学系の学部出身〕

略歴

H24 千葉地方裁判所裁判所事務官(採用)

H27 千葉家庭裁判所館山支部裁判所書記官

H30 現職

刑事部書記官として働く

私は、現在、刑事案件担当の裁判所書記官として働いています。刑事案件の裁判とは、「犯罪をしたと疑われる人が本当に罪を犯しているのかどうかを判断し、有罪であればどのような刑罰を与えるのかを決める裁判」のことです。刑事裁判のことは、ニュース等を通してイメージできる方も多いと思いますが、刑事裁判手続の中で裁判所書記官がどのような役割を担っているのかについては、なかなかイメージできないのではないかでしょうか。

裁判官のパートナー

私たち刑事案件担当の裁判所書記官は、裁判が適正かつ迅速に進むように、様々な面で裁判官のサポートをしています。正しい手続をするためには、裁判官と裁判所書記官の両方の力が必要ですから、裁判所書記官も法律専門職として自分の考えを持ち、必要に応じて裁判官と相談し合い、協働して職務を行うことが大切です。裁判官と裁判所書記官は、裁判手続の主宰者と補助者の関係にあると同時に「パートナー」でもあると私は思っています。個別事件の進行管理上生じた問題について、自分で調べ、考えた対処方針が裁判官にそのまま採用されたときは、自分の仕事に誇りを感じます。

裁判手続のProfessional

法律で「裁判所書記官にしかできない」と決められている仕事もたくさんあります。その中でも重要なことの一つに、公証官としての役割があります。例えば、裁判の中で行われた手続を記録に残すための書面である「調書」の作成は、その代表的なものです。刑事案件の裁判は基本的に公開の法廷で行われますが、そこでどのような手續が行われたのかを後から証明するものは、裁判所書記官の作る調書以外にはありません。つまり、裁判官がどんなに適正な裁判を行っても、裁判所書記官がそれを正しく調書に残すことができなければ、後から見れば手續の適正に疑問が持たれてしまう事態になることも否定できません。裁判所書記官には、それだけの重い責任がありますが、その分重要な仕事をしているというやりがいを感じています。

人と接する仕事

裁判所書記官は、法的知識を扱う法律専門職である一方で、多くの方と接する仕事もあります。10年前に裁判員裁判が始まったことで、国民の中から選ばれる裁判員候補者の方々とお話をできる機会も増えています。以前、裁判員候補者として選ばれたある方からお電話をいただきました。その方は、裁判所から突然郵便が届いたことに大変驚かれ、これからどうなるのかと非常に心配をされていました。



息子の嬉しそうな笑顔や成長していく姿を見ることがやる気の源になっています。

私の妻も裁判所書記官ですが、現在は二人ともフルタイムで働きながら、2歳の息子の子育てをしています。結婚以来、家事は妻と話し合いながら二人で分担しています。休日には、家族三人揃って近くの公園で遊んだり、お散歩したり、車に乗って出かけたりといった時間を大切にしています。息子の嬉しそうな笑顔や、日々成長していく姿を見ることが、明日へのやる気の源になっています。

私は、「家族が一番大切だけど、やるからには仕事もきちんと頑張りたい」と考えていますが、裁判所は、その二つをバランスよく実現できる職場だと思います。

その方に安心していただきたく、お話によく耳を傾け、分かりやすい言葉を選んで手続を説明したところ、最後には御理解いただけて、とても明るい声で御礼を言っていただきました。このことは、今でも私の心に残っています。

裁判所書記官として大切なこと

私は、裁判所書記官には、正しい法律知識や適切に説明ができる能力を持つことはもちろんですが、想像力と思いやりを持つこともとても重要だと思っています。それは、この仕事が人と接する仕事であるからです。公正中立な立場を守りながらも「相手の気持ちを考えて、気持ちの良い対応をすること」を心がけ、誰からも信頼される裁判所書記官でありたいと思います。

一緒に考え、成長していく

私が職場としての裁判所についていつも強く感じるのは、とにかく上司、同僚に恵まれているということです。現在私の所属する部も、職員相互にとても声を掛け合いやすい

雰囲気ができており、誰かが悩んでいれば、周りにいる皆で一緒に考え、一緒に成長していくことができる職場です。皆さんに裁判所書記官という仕事に興味を持ってもらえたなら嬉しいです。志を同じくして、一緒に働く日が来る楽しみにしています。



SCHEDULE

8:30 始業

その日の仕事の優先順位を確認。



9:30 期日調整

裁判の期日を検察官・弁護人と電話で調整。



10:00 法廷立会

緊張感を持つつリラックスして臨むことを意識。



12:15 昼食

部内で昼食会を開くことも。



13:00

裁判官との打合せ

気になる点は、遠慮なく相談し合って解決。



14:00

調書作成

裁判手続を公証するために記録化。



16:00

部内ミーティング

チームとしてよりよい仕事ができるように、率直な意見交換。



17:00

終業

やるべき仕事に漏れがないか確認し、退庁。



家庭裁判所調査官



眞田 隼

広島家庭裁判所 家庭裁判所調査官

(H23採用、教育系の学部出身)

略歴

H23 敦賀家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)

H25 岐阜家庭裁判所家庭裁判所調査官

H27 山口家庭裁判所家庭裁判所調査官

H30 現職

少年事件を担当して

この仕事をしていると、少年は、一人一人様々な葛藤や事情を抱える中で非行を起こしていると感じます。保護者も、指導することに疲れ、無力感を抱いている方が多いと感じます。我が子が非行少年になることを望む親はいません。私は、少年、保護者の苦悩や葛藤に耳を傾けながら、非行につながっている様々な要因を把握し、少年が再び非行をしないためには、どのような手当てが必要かを考えながら、日々、調査しています。面接では、少年自身が非行を振り返ることができるように、なぜ非行を起こしたのか、二度と繰り返さないためにはどうしたらよいのかを考えるように促しながら、自分も一緒に考えるなど、働き掛けを行っています。

今も記憶に残る少年

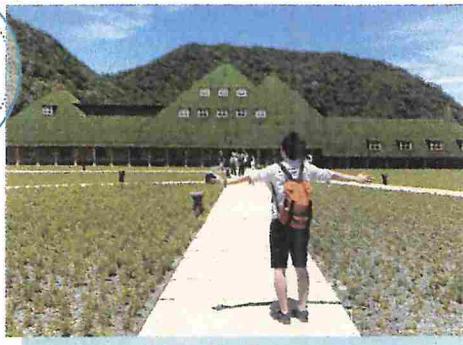
通常、少年との面接の回数は限られていますが、試験観察という決定(最終的な処分の決定を一度保留にし、社会内での生活状況等を一定期間観察するもの)を受けた少年や、継続的な調査の必要がある少年の場合には、少年や保護者と一定期間、定期的に面接します。とある少年は、家庭内の不和や学業不振から学校になじめなくなり、不良仲間に居場所を求め、非行を起こしたことにより、家庭裁判所の事件として取り扱うこととなりました。

まずは少年の気持ちに寄り添うことを意識しながら面接を進めたところ、少年は、家庭に対する不満や学業不振からの劣等感について話すようになり、次第に非行の原因を自ら振り返り始めました。そして、自分が立ち直るために、不良仲間との交際を絶ち、仕事を始めて健全な生活を送ることが必要だと考えるに至りました。ただし、少年は自分に自信が持てないところがあり、本当にそれを実行できるのか、少年自身も不安に感じていたことなどから、少年とは、継続的に関わることになりました。

少年の成長にやりがいを感じる

私は、少年とのやり取りにおいては、少年の小さな成長や変化を認め、少年に自信を持たせようと考えました。そして、繰り返し、少年の頑張りを評価し、少年の成長や変化を保護者と共有するよう心掛けました。その結果、少年は、不良仲間と関わりを絶ち、仕事に就くこともできました。硬さのあった少年の表情も次第に柔らかくなり、安定した生活を続けることで自信を付けてきたように感じました。保護者も、以前の少年の表情に戻ったと涙を浮かべながら語り、少年との会話が増えたことを喜んでいました。

少年が生活を立て直していくためには少年自身の立ち直ろうとする気持ちや力が重要ですが、家裁調査官として、少年の持っている力を引き出し、目の前で成長する少年の姿を見られたときには大きなやりがいを感じます。



映画鑑賞やショッピング、カメラ撮影など
プライベートの時間も楽しんでいます。

職員同士は非常に仲が良く、終業後に食事をしたり、休日には応援しているプロ野球チームの試合観戦に行ったりすることもあります。裁判所は、職場の雰囲気も含め、休暇を取得しやすい環境です。定期的にリフレッシュのための休暇を取得し、旅行に出掛けて、全国にいる同期採用の家裁調査官と会ったりすることもあります。その他にも、映画鑑賞やショッピング、趣味であるカメラ撮影など、休暇も活用しながらプライベートの時間も楽しんでいます。それが仕事の充実にもつながっていると感じます。

人生の重要な場面に関わる

少年事件でも家事事件でも、家裁の手続というのは、手続を受ける人にとっては今後の人生を左右しかねない重要な場面です。家裁調査官は、そのような重要な場面で、専門的な知識や技法を活かしながら、より良い方向に進んでもらえるように関わる仕事であり、重い責任を感じると同時に、やりがいも感じています。調査をしながら悩むこともありますが、職場は互いに相談しやすい雰囲気であり、一人で抱え込むことはありません。人と関わる仕事は他にもたくさんありますが、人生の重要な場面で深い関わりができるここと、それが家裁調査官の仕事の魅力だと思います。興味をお持ちの方は、是非一緒に働いてみませんか。



SCHEDULE

8:30 始業

スケジュールを確認し、面接等の準備。



10:00 少年審判に出席

少年の立ち直りに向けて、励ましの言葉を贈り、
処遇に関して、
裁判官に意見を述べる。



12:15 昼食

先輩や同僚と
楽しくランチ。



13:00 ケース会議

担当事件について、
上司や同僚と一緒に検討。



14:30 保護者と面接

ケース会議での上司や
同僚からの助言を活かし、
保護者と裁判所において
面接。



17:00 終業

定時に退所。
映画鑑賞に出かけて
リフレッシュ。



主任書記官×裁判所書記官×裁判所事務官



浦田 篤史

熊本地方裁判所民事第2部
裁判所書記官

(H24採用)

略歴

H24 長崎家庭裁判所佐世保支部裁判所事務官
H28 熊本家庭裁判所裁判所事務官
H30 現職

五島 康子

熊本地方裁判所民事第2部
主任書記官

(H12採用)

略歴

H16 熊本地方裁判所裁判所書記官
H24 熊本地方裁判所勤務課係長
H31 現職

野中 みづき

熊本地方裁判所民事第2部
裁判所事務官

(H30採用)

略歴

H30 熊本地方裁判所裁判所事務官

書記官と事務官は車の両輪

浦田:書記官と事務官の仕事はそれぞれ異なりますが、お互いの仕事、特に書記官の仕事が合理的・効果的にできるよう双方がうまくかみ合ってこそ、うまく仕事が回るのではないかと思います。もちろん法律で決まっていて書記官固有の事務として仕事をする場面も多々ありますが、それ以外の部分については、野中さんとは日々情報を共有しており、話し合いながら、連携を図って裁判事務を進めています。いわば、我々は車の両輪という感じですね。

野中:私のことを車の両輪と思っていただけでいてうれしいです。

私は、浦田さんの指示を受けて事務を進めることが多くあります。浦田さんから指示されたままに事務を行うのではなく、疑問に感じたことや気付いた点は、浦田さんに確認するようにしています。郵便の発送準備や受付、送達の手続において、特殊な事例などにあたった際には、浦田さんと相談しながら事務処理を進めています。

それぞれのやりがい

野中:一つ一つの仕事ができるようになると、書記官からの指示の違いに気付くことができたり、指示の一つ先のことができたりするようになってきていると感じています。自分で段取りを考えて仕事をできるようになる場面も多くなってきていると感じています。

これからもこのような面を伸ばしていきたいと思います。私は書記官を目指しているのですが、浦田さんは、どのようなときに書記官としてのやりがいを感じますか。

浦田:私自身、想像していたよりも裁判所は法律や法律の解釈の話が飛び交っている職場であることに驚きました。法律の実務について最前線の職場だと思いましたし、法律や裁判の仕事をしている実感が湧いてきます。裁判所に来られる当事者の方は、裁判手続を利用する方が初めての方も多くいらっしゃいます。そのような方に対して、できる限り分かりやすく説明し、理解していただき、不安を取り除いていただくことができたときには、とてもやりがいを感じます。

五島:私は、所属する部のマネジメントや、部下職員を育成する管理職としての役割と、浦田さんと同じように裁判所書記官としての役割があります。民事訴訟手続のIT化のプロジェクトチームに関与して、適正迅速な裁判の実現に向けて裁判所の最前線の責任者として仕事に取り組んでいるときや、二人のよう車の両輪としてうまくかみ合って仕事を回してくれている様子や部下職員が成長していく様子を感じることができたときはやりがいを感じます。野中さんは、書記官事務の補助が仕事ですが、裁判所に入る前の仕事のイメージと今の仕事の内容に違いがありますか。

人の権利に直結する仕事

野中:書記官事務の補助というと、サポートのようなイメージを持っていたり、郵便の発送事務も、単に書類を封

筒に詰めて送るだけの事務かと思っていました。ところが、裁判事務は、人の権利に直結する重要な仕事で、郵便の発送一つとっても、どこに宛てて送るか、どのような方法で送るのかによって、裁判手続の適正さが担保されなくなるときもあります。ミスは許されないことですが、それを一人一人の職員が意識して真摯に仕事をしているということに銘記しました。そして、ミスを起こさないための仕組み作りが職場で十分になされていて、常日頃からミスを起こさないためにどうしたらよいかということを議論し考えている職場であると感じています。

若手を育て、若手からヒントを得る ——

五島：事務官が仕事をルーティンとしてただ機械的に作業をすることにならないように、書記官が事務を依頼する際には、手続の根拠や目的等を説明することにより、その事務に興味を持たせ、求められているものを理解し仕事に取り組むことができるよう自分で考える力を育成するサポートをしています。

また、野中さんら若手の事務官からの素朴な質問や新鮮な提案に部の業務の改善のヒントを得ることもあり、それぞれの職員が今までの経験や現在の職場での立場や役割を自覚し、率先して職務に当たってくれていると感じています。

同僚のこととも自分のこととして考える ——

野中：部の雰囲気は、採用2年目の私でも質問したり相談できる職場だと思います。また、上司や先輩職員から、適切なタイミングで指導や助言をいただける雰囲気もあります。若手の私だけでなく、ベテランの職員の方でもちょっとした疑問点などを、部の中で言い合える雰囲気です。例えば、何か一つ疑問点が生じると、自然と部のみなさんが集まり、話し合いの場が開かれて、誰かが資料を調べたり、誰かがご自身の経験から考えを述べるなどして、結論を出しています。事務処理上の疑問点を検討するミーティングも定期的にありますが、普段、仕事をしているときでも話し合いの場が持たれていますことに部の雰囲気のよさを感じています。

五島：「当事者意識」という言葉がありますが、他人のこととも我がことと考え行動し、色々な職種がそれぞれの役割や経験、専門性を生かして「チーム」として一丸となって仕事をするという意識が職員の中で自然と根付いていると実感しています。

仕事をさらに充実させるために ——

浦田：会計課の経験があり、裁判のことだけでなく裁判所の庁全体のことを考える司法行政部門の仕事にやりがいを持っていました。ですので、司法行政部門の仕事はもう

一度やってみたいと思っていますし、裁判部門と司法行政部門のどちらも経験してバランス感覚に優れた職員になりたいと思っています。

裁判所は、裁判部門と司法行政部門を行き来しながら経験を積んでいくことができたり、管理職として能力を発揮していくなど、5年後や10年後の自分をイメージしやすい職場であると思っています。私が今まで出会った管理職の方は、人柄や仕事の仕方など、目標にしたいと思う方ばかりでした。まずは、自分もそういう風に思ってもらえる仕事をしていきたいと思っています。そして、その先に管理職になるという一つの到達点があると思いますので、これからも精進していきたいと考えています。

野中：私は、まずは書記官になりたいと考えています。私は、大学時代、法律を専門に学んでいなかったので、裁判所に入る前は、書記官という職種に対して具体的なイメージがあまり湧かなかったのですが、裁判所に入って書記官の方と仕事をするようになって、周囲の書記官のように専門性の高い仕事を自分もしたいと思うようになりました。また、5年後、10年後、自分がどのようにキャリアアップしていくかということについては、周囲の職員の方を見ていると、書記官試験を受験したり、管理職の試験を受験していくなど、とてもイメージがつきやすいと思います。私自身もこれからいろんなライイベントがあると思いますが、先輩方のキャリアアップも参考にして、具体的なキャリアプランをイメージしながら働いていきたいと思っています。



野中：私は、文学部だったので、法律の知識がほとんどありませんでしたが、仕事をしながら周囲の職員の方から法律について教えてもらっています。また、裁判所は研修も充実していますので、自分自身で日々勉強ができる環境が整っているのと同時に、裁判所が組織として成長をさせてくれているという面も大きくあると実感しています。これから先も自分を成長させるために仕事を幅広く経験していきたいと思っています。

主任家庭裁判所調査官 × 家庭裁判所調査官補



松浦 泰樹

横浜家庭裁判所
主任家庭裁判所調査官

(H20採用、教育系の学部出身)
略歴
H20 鉄道家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
H19 犯罪裁判所事務総局家庭局係長
H21 犯罪家庭裁判所恵山支部主任家庭裁判所調査官
H27 裁判所職員総合研修所教官
H30 現職

喜屋武 愛望

横浜家庭裁判所
家庭裁判所調査官補

(H30採用、国際系の学部出身)
略歴
H30 横浜家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)

人生に深く関わる仕事に感銘を受けて —

喜屋武:元々は国際協力(国境を越えた援助・協力活動)に関心がありました。国際協力といっても様々なジャンルがあるので、大学で学ぶ中で、自分は「人の生命や尊厳を守ること」に強く関心があるとわかりました。また、日本における学力や経済の格差を感じ、日本の社会をより良くするような仕事に携わりたいと考えるようになりました。



大学を卒業後、自分が本当にやりたいと思える仕事を模索しながら、社会福祉関係の専門学校に進学しました。卒業を控え、様々な進路を考える中で、裁判所の採用広報動画にたどり着き、家裁調査官という仕事を知りました。こんなにも人の人生に深く関わる仕事があるのだと強く感銘を受け、受験を決意しました。

松浦:国際関係や福祉を学んできたということですが、受験

を決めたとき、法律や心理学を学んでいないことについてはどう思いましたか。

喜屋武:受験科目が幅広いということは、家裁調査官には様々な知識が求められることだと思いましたが、全ての分野を網羅している学生はいないと思いましたし、何より採用後の研修で家裁調査官に必要な知識はきちんと学べるといったので、チャレンジしようと思いました。主任はどうして家裁調査官になろうと思ったのですか。

松浦:大学では障害児教育を学んでいて、進路を決めるときは、教育行政のような制度全体に携わる仕事か、子ども一人ひとりに関わる仕事かで悩んだのですが、あるNGOの「全ての人に何かはできなくても、誰かに何かはできるんじゃないかな」という言葉に感銘を受けて、私の場合は非行のある少年との関わりをイメージして、家裁調査官を受験しようと思いました。

喜屋武:主任も法律や心理学の学部だったわけではないんですね。

家裁調査官補として働いてみて —

松浦:家裁調査官補として働き始めてみて、どんなことを感じていますか。

喜屋武:家裁調査官の責任の重さというのは、当然ですが、採用前のイメージよりも実感しています。それは良い意味での緊張感であり、やりがいにつながっています。日々、たくさんの方々と関わる中で、学ばせてもらうことが多く、自分

の成長を感じられます。大学生のときに目指していたとおり、一人の方の人生に関わることで、その方を取り巻く人間関係や環境にも影響を及ぼすことができ、ひいてはそれが社会をより良くすることに関わっているのではないかという思いを持ちながら、仕事ができています。



チームで働く

喜屋武：指導担当者だけではなく、同じ調査官室にいる先輩方も、気軽に質問に応じてくれたり、こちらの困った様子を察知して話しかけてくれたりと、職場全体で手厚く見守ってもらっていると感じます。家裁調査官補の間は、同期の3人一組で研修に取り組んでいますが、同じグループの同期の存在もあります。3人で一緒に仕事をするというのは、個人で仕事をするのとは違う大変さもありますが、1人では気付けなかったことに気付けたり、自分の課題を客観的に見られたり、大変さを共有しながら、互いに励まし合ったり、助け合ったりしています。

松浦：単に仲が良いだけでは終わらず、お互いを高めあうような関係ができつつありますよね。

喜屋武：あとは、他の職種の方々、裁判官、書記官、事務官の方々との交流も積極的にするようにしています。相手の方がどんな仕事をしているのかを知ることで、事務が円滑に進んでいくのを実感しています。

松浦：裁判所の仕事は、決して一個人の仕事だけで終わることはなく、裁判官、書記官、事務官、家裁調査官が1つのチームになって初めて取り組んでいくものですね。

信頼される家裁調査官になるために

喜屋武：以前、主任から「自分がもし当事者になったときに、この人に調査してもらいたいと思う家裁調査官になるように指導している。」と言われたことが心に残っています。自分も当事者や同僚から信頼される家裁調査官になりたいと思っています。

松浦：家裁調査官補には、仕事を通じて関わる人たちにきち

んと向き合っていく覚悟を持ち、仕事の重みや責任から逃げずに取り組んでほしいと思っています。また、家裁調査官補の修習期間中は、ただ知識を増やすのではなく、どうすれば自分が成長していくのかを考え、成長する学び方を知ってほしいですね。

人生経験を積むことが仕事につながる

松浦：家裁調査官に求められる知識や技法は幅広で、学生の間に全てを学ぶというのは無理だと思います。仕事を始めてからも最新の知見を学び続ける日々です。知識や技法に関しては、採用後の研修で基礎から学ぶことができますので、むしろ、学生の間は、旅行、ボランティアなど人生経験を積んでおくことが仕事にもつながっていくのではないかと思っています。

喜屋武：私もそう思います。家裁調査官の仕事は色々な方と関わる仕事なので、専門的知識だけではなく、自分の土台となるような様々な経験も含めて、自分自身に多くの引き出しがあると、自信を持って接することができると感じています。学生の方から、よく「大学で学んだことを生かせますか。」と質問されますが、私はどんな分野でも何らかの形で生かせる時があると思っています。私は国際関係を学びましたが、外国人の方の対応やハーグ条約に関する仕事など生かせるチャンスはあると思っています。それと同じように、旅先での経験も好きな小説のエピソードでも何らかの形で生きてくることがあると思います。



松浦：令和2年度から採用試験の制度が変わり、チャレンジしやすくなったと思います。家裁調査官の仕事に興味を持った方は、大学での専攻分野は気にせず受験してみてはどうでしょうか。

喜屋武：私は家裁調査官補として働くことになり、大きさではなく、人生が大きく変わりました。一歩踏み出すことで人生が変わるかもしれません。行動せずに後悔することのないよう、少しでも興味関心のある方は、ぜひチャレンジしてほしいと思います。

司法行政部門で働く



裁判部での経験を生かして

岡山家庭裁判所総務課では、広報等の総務事務と職員の人材育成等の人事事務を担当するほか、産学連携による人材育成の観点から、学生の方に将来的なビジョンを具体的に抱いていただくための職業体験の機会であるインターンシップを企画し、実施しています。

事務局(司法行政部門)で働く

上野:藤岡さんは、今年から事務局の仕事を担当することになりましたが、事務局の仕事についてどのような感想を持っていますか。

藤岡:相談したり調整したりする範囲が一気に広がった点と、自分のアイディアが組織としての意思決定に反映できるという点が、裁判部とは異なるなと思いました。

裁判部では、事務処理要領を作成するプロジェクトチームのメンバーとして、裁判官や同僚などと意見交換を行いながら、要領の作成に取り組んだ経験がありました。しかし、事務局では、自分の課にとどまらず、裁判部や会計課など他の課の職員と意見交換しながら仕事を進めていくところが違うと感じました。また、裁判部では、事件について何かを決める際には、裁判を主宰する裁判官に判断を仰いでいましたが、事務局では庁として判断をすることになるので、次長や局長、所長というラインで決裁を経て意思決定することにも違いを感じましたし、私が起案したものが決裁を経て現実に形になっていくことにも驚きました。

早田:調整する範囲が広がったり、意思決定が決裁という形

で行われるという点や、何より、自分の考えが庁としての方針を決める土台となる点が裁判部とは違いますよね。でも藤岡さんは、新しい仕事にもスムーズに取り組めているように見えますよ。

藤岡:私は、仕事の進捗状況を補佐や係にこまめに伝えることを心掛けています。そうすることで、私が気付いていない視点や経験を踏まえたアドバイスをいただけるので、順調に進んでいるのだと思います。この方針で良いのかなと感じたり、裁判部等とやりとりをして疑問が生じたりしたときには、すぐに課長、補佐や係に相談して対応するようにしていることも、順調に進んでいる理由かもしれません。課長も補佐も、私が相談したときには、どんなに忙しくても手を止めて相談に乗ってくれますし、不安なことはないか、困っていることはないかと声を掛けてくださっていますよね。課長と補佐も普段から大事な情報や課としての方針を共有されているので、仕事もスムーズに進みますし、仕事をしやすい雰囲気を作ってくれていますので、自分としてもいい感じで馴染むことができているのだと思います。庁としての視点を持つことができ、総務課全体がチームとして裁判所を支えている感覚があり、裁判部とは違ったやりがいや

手応えも感じています。

初めて企画する

早田:係長の大きな仕事として、家庭裁判所調査官のインターンシップの企画・実施がありますね。

藤岡:今、今年の実施内容や実施時期について考えているところです。

早田:インターンシップは、裁判所の仕事に関心を持っていいる学生の方に実際の業務を体験してもらうことによって、裁判所の役割や業務内容を理解してもらう大事な機会だと思います。企画のポイントは大きく二つあると考えていて、一つは、参加した学生の方に裁判所の役割、家庭裁判所調査官の仕事の内容をいかに伝えられるかということ、もう一つは、どのようにすれば多くの学生の方に申し込んでもらえるかということですね。

藤岡:昨年は少年事件に携わる家庭裁判所調査官の仕事を体験してもらったようですね。私は、昨年まで家事事件の書記官をしていたのですが、子と面接し、子の気持ちに寄り添いながら、家族にとってより良い解決策を提案するという家事事件における家庭裁判所調査官の仕事はやりがいがあると思いますし、家庭内の紛争なので、学生にとっても分かりやすいのではないかと思います。

早田:家事事件における家庭裁判所調査官の仕事も魅力的ですよね。実際に実施内容や実施時期を考えるに際しては、社会情勢や学生のニーズも踏まえて、前例踏襲ではなく、新鮮な目で見て、多角的かつ柔軟に考えることがポイントかもしれませんね。

企画しながら成長する

藤岡:違う部署の方と意見交換をしたり、決裁の際に上司に企画の意図を上手く説明できるか不安です。

早田:より良いものを作ろうという思いから、意見が食い違うこともあるかもしれません、目的やあるべき姿を共有できれば、いろんな意見が出てきても、最終的に話はまとまっていくものですよ。遠慮することなく、自分の考えを述べてください。いろんな視点から自由・率直に話し合うことが大切だと思います。

藤岡:まずは、しっかりと自分の考えを持って声に出してみたいと思います。意見の述べ方や進め方などで何かお気付きの点があつたらいつでも教えてください。

早田:もちろん。どんどん言わせてもらいます(笑)。

上野:藤岡さんの意気込みを感じられて嬉しいですね。ほかの人の意見も十分聞いて、客観的にどの意見がより良いのかについて考えましょう。どのように進めていけば良いか悩ましいときなどは、いつでも声を掛けてくださいね。

藤岡:心強いです。補佐や課長とお話ができる、自分のアイディアを提案したり、他部署と意見交換することが、むしろ楽しみになってきました。意見交換や議論を重ねて、参加される学生の方に満足してもらえる企画を実施したいと思います。

上野:裁判部と意見交換を重ねて企画を作り上げていくことは、同じ目標に向かう過程で、様々な立場からの意見を聞いてより良いものにしていくことを体感できる貴重な経験です。これまでも、係長が企画の中心となって生き生きと自分の意見を述べたりするなどその成長を目の当たりにし、大変頼もしく思いました。

早田:私たちは総務課というチームです。どうしたらより良いものができるのかを知恵を絞って、他部署のアイディアも取り入れてベストなものを作りたいと思います。

人事部門から裁判所を支える

上野:人事部門では、人材の育成、適切な人員配置、給与支給、健康管理といった事務を担当しますが、これらの仕事は、職員がそれぞれの職場で能力を発揮し、安心して働いてもらうための重要なものです。裁判所は「人」が財産と考えている組織ですから、人事部門の責任は重く、裁判部門を含む裁判所全体の適切な運営を支えていると感じています。社会情勢の変化に伴い、裁判所に求められるものも、人事制度も変化を続けており、人事部門においても他の部門と同様に、柔軟に物事を考え、対応する力が求められています。より良い司法を作っていくために、チームのみなさんと人事部門として何ができるのかを一緒に考え、様々なことに取り組み、一緒に成長していくことがやりがいなのではないかと日々感じています。

私達のページを読んで、一人でも多くの方が、裁判所の仕事に興味を持っていただき、いつか一緒に働くことができるといいですね。



裁判所で活躍する女性職員



三上 美咲

札幌簡易裁判所 裁判所書記官

(H26採用)

経歴

H26 札幌家庭裁判所裁判所事務官

H30 現職

細田 真由子

札幌家庭裁判所 総務課課長補佐

(H12採用)

経歴

H12 札幌地方裁判所裁判所事務官

H14 札幌簡易裁判所裁判所書記官

H20～H21 育児休業

H27 札幌地方裁判所民事法廷席務係長

H28 札幌地方裁判所主任書記官

H31 現職

裁判所書記官になりたい

三上:先日、女性のキャリアセミナーを受けて、管理職とてばかり働いている女性の中には、結婚していたり、子育て中の方も多いと聞きました。細田補佐も、お子さんがいらっしゃいますが、管理職になろうと思われたのはいつ頃ですか。



細田:採用当時、法律の知識を使いながら、当事者とやりとりしている書記官が格好良く見え、書記官になりたいと思いましたが、そこから先のイメージはなく、管理職になることを考えたことは全くありませんでした。

三上:私もそうです。大学生の時にした裁判傍聴で、法廷で働いている書記官に憧れ、裁判所の仕事に興味を持ち試験を受験しました。採用された後、一緒に仕事をした女性の書記官が、来庁者にも周りの書記官にも気配りできる方で、

それまでは書記官になりたいという単なる憧れだったのが、私もこういう書記官になりたいなという理想の書記官像のようなものが具体的なイメージとしてでき、そのとき、ようやく書記官としての5年後10年後の自分を考え始めたと思います。

管理職を目指す

細田:私が、管理職を考え始めたのは、書記官になって数年後、子どもが生まれてからで、実際に管理職になったのは、書記官になって14年くらい経った頃です。

三上:そうなんですね。管理職になろうと思われたのは、何かきっかけがあるのですか。

細田:一つは、子どもが成長していくのを見ていると、子どもは、食べるのも歩くのも一生懸命で、それを見ていると私も何か一生懸命やれば成長できるのではないか、そうすれば、子どもが成長したときに周囲から頼られる存在でいられるかもしれないと思ったことと、もう一つは、それまでに、女性の素敵な上司を見て、格好良く思ったり、あんなふうになれたら良いなと思ったりしたことがたびたびあったことが理由かもしれません。

三上:育休中に管理職を意識し始めたのですね。復帰する際には、不安などはなかったのですか。

細田:育休中は仕事モードでもないですし、1年ぶりに働くわけで、復帰するときは、子どもを誰かに預けるというのも初めての経験だったので、そういう意味でも不安でした。

けれども、お父さんやお母さんの先輩がたくさんいて、仕事の仕方も子育ての仕方もいろいろアドバイスをしてくれて、子どもが急に熱を出しても、そのくらいの時期はそんなものよと言われ、気持ちも楽になりましたし、こうやって仕事と家庭を両立していくのだと徐々に不安もなくなりました。

三上:育休から復帰した際、すぐにフルタイムで働いたのですか。

細田:いいえ。育休復帰後、半年の間は離乳食の時期だったので、繊細なところは自分でやりたくて、育児時間を1時間取得しました。なんでも食べられるようになると、預けていた保育園で給食を出してくれるし、集団で食べるのも楽しそうだったので、フルタイムで働くことにしました。



たくさんのロールモデル

三上:管理職になられたのは、子どもさんがいくつのときですか。

細田:小学生になった頃です。仕事と家庭の両立には慣れてきたものの、管理職になれば、さらに仕事の責任も重くなるし、小学生になったとは言え、まだ子どもですし、親としての責任もあり、仕事と家庭を両立できるのだろうかと思いました。でも、ここでも、周りにロールモデルがたくさんいて、なんとかなるものよと経験に裏付けられた言葉が響き、管理職になることにしました。

三上:実際管理職になられて、仕事と家庭を両立するために、工夫していらっしゃることはありますか。

細田:これは管理職になる前からも気をつけているのですが、子どもの急な発熱などの場合でも、予めシミュレーションして家族の誰がどう対応して誰にどう引き継ぐかを調整しておき、突発的に半日以上休むことがないようにしています。また、決まっている乳児健診や学校行事などの休暇予定を事前に同僚と情報共有したり、仕事を見える化したりするなどして、仕事に穴が開かないようにしています。三上さん、書記官になった今、10年後、15年後、どんな仕事をしてみたいと思いますか。

三上:私はまだ任官して2年目で知識もまだまだで、経験不足なところもあって、周りの人に助けられながら仕事をし

ているところなので、次のステップはまだまだ考えられないのですが、これからいろいろな部署を経験して知識を広げて、視野を広く持って仕事ができるようになったときに、自分のライイベントと重ね合わせながら次のステップについて考えることができるのかなと思います。自分の仕事に自信が持てるようになったら、自然と管理職の道も考えようになるのかなと、今は考えています。

管理職の魅力について教えてください。

管理職の魅力

細田:ひら職員のときは誰かが目配り気配りをいろいろしてくれていて、その中で自分ができる仕事をしていたのですが、管理職になると、自分がプレイヤーになるほかに、初めてやる仕事の人がいたり、新採用の事務官がいたり、書記官になりたての人がいたりすると、周りにもこれまで以上に気を配るようになり、アドバイスしたり、相談にのったり、横で支えていくという場面がすごく増え、やりがいを感じています。

人に教えたり、気を配ったりするところには子育ての経験も生きているかもしれません。

入ってくる情報の量も全然違いますし、判断できる範囲も断然広くなりますし、これまで自分と自分の周りのことを考えればよかったのですが、組織としてどうしたらよいかということも考えるようになり、視野が広がり、視点も深まり、自分自身がさらに成長できたと思うことです。



バラエティに富んだ職場

細田:裁判所にはいろんな仕事があって、事務局もあれば事件部もあり、事件部でも、民事、刑事、家事、少年といろいろな事件があり、手続もそれぞれ特色があって、本庁と支部もまた違い、いろいろバラエティに富んでいます。たくさんの経験を通じて、その時々でいろんなことを考え、何かがきっかけで、その人なりの道が作っていける面白い職場です。裁判所に入って、様々な経験を通じて幅が広くなっていくのが面白いと思います。裁判所に入って、一緒に働いて、一緒に成長しましょう。

採用2年目の職員



岩渕 一樹

福島地方裁判所 裁判所事務官
(H30採用、法学系の学部出身)



山本 香美

松山地方裁判所 裁判所事務官
(H30採用、経済系の学部出身)



牧山 智樹

さいたま家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
(H30採用、心理系の学部出身)

●採用試験に向けて、どのようなスケジュールでどのように勉強しましたか。

岩渕: 大学3年生の夏頃から、日中は学内の公務員試験対策講座に参加し、夜は参考書と図書館で借りた法律及び経済の専門書を使って自学自習をしました。2次試験に向けては、裁判所事務官の仕事について書かれた市販の本を読み返し、イメージを具体化させました。裁判所事務官の仕事のうち、本からはイメージしにくい点については、裁判所主催の業務説明会等に参加して積極的に質問し、疑問点の解消に努めました。

山本: 受験する前年の5月から本格的に勉強を始めました。第一志望であった裁判所の採用試験に合わせて力を入れる科目を決め、まず法律科目を中心とした専門科目を勉強しました。並行して数的処理などの教養科目にも手をつけ、同じ過去問集を何回も解くことで苦手な分野をなくすようにしました。年明けからは論文と面接の練習にも取り組み、直前期には暗記ものを復習しました。

牧山: 専門試験の心理学は、複数の参考書を使って、1つの用語を複数の言い回しで説明できるよう勉強しました。集団討論や面接試験の対策としては、受験の3か月前から、大学の就職課の講座に参加したり、公務員試験を受ける友人と集まって模擬練習を行ったりしていました。

●就職先として裁判所を選んだのはなぜですか。

岩渕: 大学生時代に初めて裁判を傍聴した際、法廷内外での職員の仕事振りを見て、裁判所の業務内容に興味を持ったのがきっかけです。その裁判が裁判員裁判であったことから、裁判員等への接遇に携わってみたいと思うようになりました。充実した研修制度があり、自分自身が成長できる職場であることにも魅力を感じました。

山本: 正直に言うと、「裁判所で働くってかっこいい」という気持ちが興味を持ったきっかけです。司法という三権の一角を担う裁判所での職務の高い専門性に魅力を感じました。また、情報を集め何度も裁判所の説明会に参加する中で、職場の風通しの良さと女性にとって働きやすい制度や環境が整っていることが分かりました。

牧山: 裁判所の説明会に参加し、女性の育休だけではなく、男性の育休の利用も増えているなど、仕事と私生活のバランスを重視して働けることに魅力を感じたのがきっかけです。家裁調査官という仕事を選んだのは、大学で学んだ心理学を非行少年の立ち直りや家庭内紛争の解決のために生かすことができ、自分の足で学校や家庭を訪問し情報を集めるといった仕事ぶりに惹かれたからでした。

●職場の雰囲気はどうですか。

岩渕: 裁判所で勤務するまでは、裁判の厳肅な雰囲気と同



様に、それぞれの職場も静かで、職員の皆さん方が黙々と仕事をしているイメージを持っていましたが、実際には風通しが良く、相談しやすい環境であり、職員間のコミュニケーションは活発です。私の周りには頼りになる先輩が何人もいて、いつでも快く相談に応じてくれますし、困っている時には温かくアドバイスしてくれます。

山本：国民の権利に関わる職務を扱っているため常に緊張感が絶えない職場という印象がありました。しかし、実際はメリハリをつけて仕事に取り組んでいて、困ったときには気軽に相談できるような明るい雰囲気の職場だと感じています。また、議論を活発にするために採用2年目の私の意見も積極的に聞いてくれるなど、チームとして協力し合う意識が根付いていると実感しています。

●仕事についてどのように感じていますか。

岩渕：裁判所職員の仕事というと、法廷の中央に座っている書記官を真っ先にイメージしていましたが、裁判所で仕事をしてみると、裁判所が扱っている業務が非常に多岐に渡っていることに気付かされます。私の所属する刑事部が扱う業務は、逮捕状等の発付をする令状事務をはじめとして、人権に直接関わる仕事が多いため、常に責任を持って正確な仕事をすることが求められます。最初の頃は責任の重さに戸惑うこともありましたが、知識の習得や経験を重ねて、任される仕事の幅が広がるにつれ、責任の重さをやりがいと感じることができます。



牧山：家裁調査官補として、家裁調査官になるための修習を受けています。修習は、研修所で心理学等の行動科学の知見や法律の知識に関する授業を受けたり、採用庁で指導担当者と一緒に実際の調査面接を担当して、調査報告書を作成したりしています。調査にあたっては、学校や家庭を訪問する出張調査も行っており、採用される前にイメージしていた仕事ができている印象です。

●これからの目標を教えてください。

山本：国民の方が安心して利用できる裁判所を実現するために力を尽くし、利用者からも職員からも信頼される職員になることです。裁判所から届いた試験書類の郵便物を自

にした家族が何の書類かと戸惑っていたのを見て、世間から裁判所はまだ遠い存在なのだと感じました。身近で利用しやすい司法サービスを提供するために自分に何ができるか、スキルや経験を積みながら模索し、裁判所への信頼と関心を高められるよう努力していきたいです。

牧山：家裁調査官は様々な思いを抱えた非行少年や、家庭内紛争の渦中にいる夫婦や子どもに会い、その方々の人生の重要な局面に関わります。そのため、相手の気持ちを尊重しながらも、自分の言動に責任を持って目の前の方と向き合っていきたいです。特に、非行少年や家庭内紛争の渦中にいる子どもは、自分の考えや気持ちを言葉では上手く表現できないことも多いので、そのような相手の内面をくみ取れるような家裁調査官になりたいです。



●メッセージをお願いします。

岩渕：裁判所では、充実した研修制度と綿密な育成計画により、職員個々の成長をサポートしてくれますし、自分らしさを生かせる、働きやすい職場環境が整えられています。私自身は、裁判所に入った後、やりがいを感じる日々を送っています。是非、業務説明会等に参加するなどして、裁判所の仕事を知り、職場の雰囲気を感じてみてください。きっと裁判所の魅力を感じられると思います。同僚として、皆さんと一緒に働く日を心よりお待ちしております。

山本：皆さんは裁判所の説明会や体験会に参加したり、裁判傍聴をしたりする予定はありますか。どれも気軽に参加できるので、ぜひ足を運んでみてください。裁判所の魅力は何といっても職務内容の専門性と職場環境の良さにあります。実際に自分の目で見て肌で感じることでこのパンフレットでは分からぬ「裁判所」を知ってください。皆さんのが裁判所を職場として選んでくれたなら、とても嬉しいです。

牧山：私は、色々な職種の方や先輩方と協力しながら、人生の岐路に立つ方のために働くことにやりがいを感じています。また、働きやすい職場環境にも魅力を感じます。このパンフレットが皆さんのが何かのきっかけになり、近い将来お会いできることを心待ちにしています。

裁判所の総合職



松井 美由樹

最高裁判所事務総局総務局審査官

(H7採用、社会学系の学部出身)

略歴

H7 東京高等裁判所裁判所事務官(採用)

H9 東京地方裁判所裁判所書記官

H18 最高裁判所事務総局人事局係長

H26 横浜地方裁判所人事課長

H29 現職

ひよこは育つ、ひよこも育つ

採用からの20数年を振り返ると、裁判手続に関する各種法改正や新法が制定され、裁判員が刑事裁判に参加するなど裁判手続は大きく変化し、職員の事務も様々な変化を遂げ、私自身も裁判の現場で、または司法行政部門で、それらの変化を経験してきました。裁判所は、今後も、社会の変化に合わせて、もしくは、よりよい司法を実現するために変化し続けていかなくてはなりません。

規則や通達等の整備によって変化する裁判の現場を支援し、人や物といった整備を通じてその時に最適な組織に変化させていくのが司法行政です。ですから、司法行政は、裁判の今だけでなく、未来も支えるもので、その司法行政の核となる担い手が総合職です。

未来がどうなるかは誰にも分りません。だからこそ、裁判部門の現状を把握し、できる限りの分析をし、過去に学び、先入観や既存の価値観に囚われないよう気を付けながら、周囲と議論し、考え抜いて結論を出します。裁判部門の状況を想像しながら、裁判の現場に必要な支援とは何か、現場を縛ることにも邪魔することにもならない支援の方法は何かを日々自問自答しています。どんなに素晴らしいアイデアも、そのままでは絵に描いた餅です。予算や人的態勢面を含めた裁判所内外との調整を経て施策を実現させなくてはなりません。

考えるのが得意な人、実行が得意な人、様々なタイプの職員がいますが、司法行政のチームには、どちらも欠かせない力で、どちらも、それまでの人生のあらゆる見聞体験で得た知識

経験から総合発揮されるものです。趣味はもちろん、家事、育児、飲み会、テレビ、SNSでも何でもいいのですが、どこから何を吸収するかは自分次第です。自己研鑽らしくないところにこそ、啓発の原石が転がっていると感じています。考える力と実行する力、それらを、初めから十分に備えている人はいません。



私も、採用時には、先輩の真似をするただのひよこ(ひよっこ?)でした。そこから、わずかな自己研鑽と、見守り、励まし、時には突き放し、叱り、共に喜び、共に悔しがってくれた上司や同僚との関わりの中でたくさんのこと学びました。人の至らない部分や出来ないことを指摘するのは簡単ですが、飛べないことを責められることなく、よく鳴くことや覚束ない足の運びでも歩みを止めないことを褒めてのばしてもらいました。もしもそうでなかったら、今とは違っていたか、少なくともこの原稿はなかったでしょう。

最後に、私は仕事を楽しむことをとても大切にしています。そして、司法行政は楽しめる魅力を備えた仕事です。新しく仲間になるあなたに、その魅力が伝えられましたか。

裁判所の総合職



今福 康裕

最高裁判所事務総局民事局第二課
調査員

(H23採用、法学系の学部出身)

略歴

H23 東京高等裁判所裁判所事務官(採用)

H25 東京地方裁判所裁判所書記官

H30 現職

裁判所全体を俯瞰する力を養う

総合職には、幅広い視野を持ち、裁判所全体を俯瞰的に見ることにより現在の課題の発見や解決策・実現策の企画・立案を行う能力を養っていくことが期待されるため、採用後の早いうちからそうした能力を養うに相応しい職務に就くことができるなど、大きくチャンスが広がっています。私自身、採用1年目の配属先である広報係では、裁判所における著名な事件の記者対応や裁判所見学の開催等に携わることにより、世の中からの裁判所の見方や、裁判所について正しく認識してもらうためにはどのような広報活動が必要なのかを検討する機会に恵まれたことで、裁判所全体を俯瞰的に見る能力を養うきっかけを得ることができました。

社会のニーズの変化に対応する

現在、民事訴訟で電話会議やテレビ会議といった機器を使用することがあります、裁判の期日には原則として事件の当事者が裁判所に出頭して手続を行い、書面の提出は郵送やファクシミリで行なうことが中心となっています。私が所属している民事訴訟IT化推進係では、こうした現状が社会の要請に応えられているか、国際的な潮流に乗り遅れないかという問題意識から、民事訴訟にITツールを導入し、裁判の更なる適正迅速化や、利用者の利便性と手続の透明性の向上、事務の最適化を図ることができないか検討しています。これらの検討では、社会の多様な利害や要請を調整しながら、利便性と安全性の両立といった視点も意識して検討を進めることが必要となるので、まさに総合職と

しての能力が求められる職務だと感じています。ITに関する専門的な知識や用語の理解が必要となるなど苦労することも多いのですが、様々な実務経験を持つ係員同士で協力し合いながら検討を進めることは新しい発見と刺激に溢れおり、大変充実しています。新しいことを学ぶときにはエネルギーが必要ですが、それは同時に、自分自身が大きく成長する機会に恵まれているのだと実感しています。こうした貴重なチャンスを与えられたことに感謝しつつ、日々努力を重ね、総合職として求められる人物像に少しずつ近付いていきたいと考えています。



未来の裁判所を考える

皆さんには、ぜひ、総合職を目指していただきたいと思います。採用後の早い段階から、今後の裁判所のあるべき姿や進むべき方向を検討し、決定していく過程に関わることができるのは、とても魅力的でやりがいに溢れていると感じるからです。

裁判所で皆さん的能力を思う存分発揮してみませんか。私も、皆さんと一緒に仕事をできる日を楽しみにしています。

幹部職員/事務局長



佐藤 信哉

宇都宮地方裁判所 事務局長

(S61採用、法学系の学部出身)

略歴

S61 横浜地方裁判所裁判所事務官(採用)

S63 原木簡易裁判所裁判所書記官

H25 最高裁判所長官秘書官

H28 東京高等裁判所総務課長

H30 現職

チームで働き、一体感や達成感を得る――

これまでの裁判所人生を振り返ると、簡易裁判所での勤務から最高裁判所での勤務まで、その職務内容も多種多様な経験をさせてもらいましたが、その8割近い期間を司法行政部門で過ごしています。司法行政部門は、裁判部門の円滑な運営を後方から支援するために不可欠であり、そういう部分にやりがいを感じていることもありますが、一つの事柄をチームで検討して仕上げていくことや、仕事を進めていく中で組織としての一体感や達成感が得られることも、司法行政部門の仕事の大きな魅力だと感じています。

裁判員制度の

広報活動の先陣に立って――

裁判員制度の導入を3年後に控えた平成18年、総務課長として長野に赴任した私は、裁判員制度の広報活動の先陣に立つことになりました。「県内全ての市町村で広報活動を展開する」とのスローガンの下、刑事部と総務課が中心となって県内全域を回り始めましたが、その輪は次第に大きくなり、最後には、長野の管内の裁判所が一丸となって、大きな活動に発展していきました。その全庁的な盛り上がりには、多くの成果とともに、大きな充実感を得られたことを覚えています。裁判員制度も今年で施行後10周年を

迎えました。国民の皆様の理解と協力に支えられた安定的な運用を見ると、当時を思い、特別な感慨を覚えます。

部下の成長を感じる――

今は、事務局長として、昨今の厳しい社会情勢の下、国民の皆様の負託に応えるべく適正な事務の確保に向けた働きかけを行うほか、個々の職員が成長できる職場環境の整備に力を注いでいます。宇都宮は二度目の勤務になりますが、前回勤務したときに新採用だった職員が、今では書記官として第一線で活躍していたり、事務局の係長として奮闘していたりする姿を見ることは、その成長に頼もしさを感じるとともに、上司として無上の喜びを感じる瞬間であります。

職員一人ひとりが裁判所を支える――

「裁判所は人が財産」とよく言われます。職員一人ひとりの考え方や行動が裁判所を支えているといつても過言ではありません。人との出会い、触れ合いの中で、互いを磨き成長できる組織、そんな伝統的な特色が裁判所にはあります。専攻の分野を問わず、いろいろなことに挑戦したい、そんな意欲のある方は、是非門を叩いてみてください。裁判所を支える一人として一緒にできることを楽しみにしています。

幹部職員/首席家庭裁判所調査官



小澤 久美子

福島家庭裁判所
首席家庭裁判所調査官

(S62採用、心理系の学部出身)

略歴

S62 水戸家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
H18 千葉家庭裁判所佐倉支部主任家庭裁判所調査官
H25 裁判所職員総合研修所企画研修第二課長
H28 青森家庭裁判所事務局長
H30 現職

いろいろな人と会えるから、 家庭裁判所調査官は面白い

これまで、家庭裁判所で会った人々は、5千人を超えると思います。過酷な幼少時を過ごしていくながら、たくましく生きている少年、壮絶な両親の争いから失語症になった子ども、特別養子を迎えて満面の笑顔で育児をする夫婦等、多くの人々の様々な体験に耳を傾け、学んできました。30代は、親の紛争間にいる子どもの小さな声を伝えることに取り組み、虐待に社会の目が向き始めた時期には、1年間にわたり虐待に関する研究をする機会に恵まれました。40代になり、管理職として後輩にスキルや経験を伝える役割が大切な職務であることに気づきました。

人との出会いに恵まれながら 積み重ねてきたキャリア

初めての単身赴任は東日本大震災直後の秋田でした。被災地支援のため盛岡へ行った際、自らも被災した職員が来庁者に丁寧に説明する姿を見て、国民の司法に対する信頼は職員一人一人の対応に基づくことを目の当たりにしました。

裁判所職員総合研修所では事務局の視点から職員の養成、研修を学ぶ機会に恵まれました。前任の青森家庭裁判所

では裁判事務を支える事務局職員の役割の大きさを再認識しました。

現在の職場では、東日本大震災による甚大な被害を受けた福島が復興に向け歩みを進めている中で、様々な問題を抱えた当事者、少年が明るい未来への希望が抱けるような関わり方をしていきたいと考えています。

人との出会いを大切に、 司法を支える人を育成したい

振り返ってみると、人との出会いで紡がれ、支えられたキャリアだと実感します。今は、首席家庭裁判所調査官として、後輩たちがこの仕事に就いて良かったと実感できるよう環境整備、組織作りを進め、令和の時代の司法を支える人を育成したいと思っています。

裁判所は、チームで仕事をする組織です。チームは多様な個性が集まることで相乗効果が生まれ、個々の能力が発揮され、最大限の成果をあげることができます。私たちの職場に新しい個性が加わり、新しい出会いがあることを楽しみにしています。

裁判官 / 地方裁判所



志村 由貴

さいたま地方裁判所 判事

裁判所書記官・裁判所事務官との連携

裁判所では、毎日、たくさんの裁判が開かれています。それらの裁判には、その始まりから終わりまで、裁判所書記官や裁判所事務官の活躍が欠かせません。



例えば、民事事件は訴状が提出されて始まるのですが、訴状の記載事項や添付書類を最初にチェックするのは裁判所書記官です。そして、訴状のチェックが終わり、裁判が開かれる段階になると、裁判所書記官は、黒い職服を着て裁判に立ち会い、そこで行われた様々な手続を調書に記載します。その中には、和解など、裁判の終了という重大な効果を生じさせる手続もあります。特に和解調書の作成に当たっては、当事者の合意内容を適切にまとめているか、約束が守られない場合は強制執行ができる表現になっているかなどに注意し、現在起きている紛争を解決し、将来の紛争をできる限り予防する必要があります。裁判所書記官は、その専門性を活かして、裁判の始まりから終わりまで、手続の適正を担保し、円滑な進行を確保するという大事な役割を担っているのです。

そして、裁判所事務官は、書類を点検したり、様々な書類を

当事者に送付する準備をしたり、法廷の設営や裁判で使用する機材のセッティングを行ったり、裁判の当事者を順次当事者席に案内したりして、裁判手続がスムーズに進むよう、裁判官や裁判所書記官をサポートします。

このように、裁判は、裁判官・裁判所書記官・裁判所事務官が一つのチームを組むことで、適正かつ迅速に進んでいくのですが、わからないことがあったときには、他の裁判所書記官等と相談し合うこともあります。裁判所では、それぞれの知識経験を活かし、補いながら、裁判を行っているのです。また、裁判所では、現在、民事訴訟のIT化の一環として、現行法下でウェブ会議を行う準備を進めていますが、その準備においても、裁判官と裁判所書記官がチームを組んで、一緒に議論し、検討しています。その中では、例えば、裁判所書記官は、ウェブ会議の調書の在り方など、その専門性を活かして意見を述べ、新しい裁判手続の在り方を検討しています。これは一例ですが、そのほかにも、裁判所では、事件の担当の枠を越えて、様々なプロジェクトチームを組んで裁判手続上の事務処理等に関する議論を重ねています。

このように、裁判所書記官・裁判所事務官は、現在担当している事件だけでなく、将来のより良い裁判の実現に向けて、裁判官と連携して仕事をしています。裁判官・裁判所書記官・裁判所事務官は、公平中立な立場で、適正・迅速な裁判を実現するという大きな目的を共有するチームなのです。私たちと一緒に、国民から信頼される、より良い裁判を作り上げていきませんか？

裁判官 / 家庭裁判所



上田 真史

横浜家庭裁判所 判事

家庭裁判所調査官との連携

家庭裁判所は、離婚や相続など、夫婦や親子関係などの争いに関する家事事件や、窃盗などの非行を起こしたと疑われる少年の再非行防止を図る少年事件を仕事として取り扱っています。

裁判官は、法律の専門家として、それらの事件を解決する役割を担っています。もっとも、家庭裁判所で取り扱われる事件は、法律的な解決だけでなく、その背後にある家庭を中心とする人間関係や環境を考慮することが求められるもので、裁判官だけで真の解決に導くことは容易ではありません。

そのため、家庭裁判所には、法律的な素養と、人間関係諸科学の専門的知識を備えた家庭裁判所調査官がいます。裁判官は、家庭裁判所調査官と密な意見交換と議論を重ねて、解決の方向性と解決後の子や少年の生活等についてのイメージを共有しながら、事件に取り組んでいるのです。

例えば、家事事件では、離婚に際した子の親権者の指定、子と親との面会交流など、子をめぐる問題が紛争の中心となる案件が数多くあります。これらの案件では、当事者双方の生活環境、子の年齢や成育状況等を踏まえた慎重な調査をしなければ、適切な結論が見出せません。その際、家庭裁判所調査官は、家庭訪問、子が通う教育機関等との連絡調整等を行うほか、親や子と会い、専門的知識に根差した面接技法を駆使して、その意向及び心情を調査します。特に子の面接の際には、中立公平な第三者の立場を踏まえつつも、子の将来における不安などを受け止めてこれを和らげ、親に遠慮して言えなかった本心を巧みに引き出し、あるいは、子が言葉で

意向や心情をうまく表現できない場合であっても、子の動静の詳細な観察、子と面接をした際の場所や環境等の外的な要因による影響などを踏まえて、子の気持ちを把握します。また、少年事件では、精神的な未熟さを抱える少年に対して、再非行防止のために、家庭裁判所調査官が、少年の成育歴、生活環境等を詳細に調査し、非行に至る背景事情や動機を明らかにして、その問題点に少年自身を正面から向き合わせ、改善に向けた方策等を考えさせるとともに、支援者や社会福祉機関、教育機関及び就業先等との調整を図ります。



裁判官は、家庭裁判所調査官の調査が充実したものであればあるほど、これを大きな力として、より説得的に親や子及び少年やその関係者にとって納得がいく解決策を示すことができるのです。

家庭裁判所の事件においては、裁判官と家庭裁判所調査官が手を取り合って協力し、紛争の真の解決に懸命に取り組んでいます。皆さんも、ぜひ私たちと一緒に様々な事件の真の解決を目指していきませんか。

外部経験を生かして活躍する職員(民間企業派遣)



福嶋 祐

最高裁判所事務総局人事局
総務課主任

(H24採用 法学系の学部出身)
略歴
H24 最高裁判所事務総局総務局裁判所事務官(採用)
H26 東京地方裁判所裁判所書記官
H30 民間企業に派遣
H31 現職

多様性のある人材へ

現在、私は、主に給与制度の面から裁判所のあるべき姿を検討する仕事をしています。

ここでは、裁判所全体の制度設計に携わることができるだけでなく、その実現のために対外的なことも行っており、やりがいを感じながら日々執務をしています。

最高裁判所に配属される直前の平成30年4月から平成31年3月までの1年間は、裁判所職員としての知見を広げるため、あるエネルギー企業の人事部に派遣され、社員向け研修や大学生等の採用活動などの仕事に携わっていました。

民間企業で実際に働いてみると、人材育成の方法や待遇等を含む人事制度、組織としての意思決定の方法といった制度面だけでなく、企業理念の重要性や職場の雰囲気などを実際に感じることができ、裁判所と派遣先企業のそれぞれの良い点が見えてきました。また、海外スタッフ向け研修の評価等のために海外出張にも行き、日本と海外との違いという視点を得ることができました。さらに、IT環境などの執務環境一般については、社員がより快適に働く環境づくりが積極的に行われており、見習うべき点があったと感じています。

何より派遣先企業の社員の皆さんと一緒に働き、多くの刺激を受けることができたのは得難い経験でした。

このように、多くの貴重な経験と学びの機会を得た1年間でしたが、もちろん、裁判所は公的機関であって、民間企業で学んだ制度や手法をそのまま取り入れができるわけではありません。例えば、派遣先企業は、「一人一人が経営

者」という理念のもと、一般社員に極めて広範な裁量を認める会社でしたが、裁判所においては、全体への影響等を見極めながら多数の人の意見を踏まえて慎重に意思決定を行わなければならない場面があります。しかし、個々人の裁量と意思決定のプロセスの関係などを意識できたのは非常に良い経験だったと思いますし、学んだことを裁判所の中でどのように生かしていくかは今後の自分に課せられた課題だと思っています。



私は、民間企業に派遣される前は、裁判所書記官として民事・刑事の裁判の現場で働いていましたが、現在は、人事局(いわゆる司法行政部門)で働いています。このように裁判所では、裁判の現場だけではなく、司法行政部門や裁判所以外の組織での経験など様々な経験をしながら自分のキャリアを積み重ね、成長していくことができます。ぜひ皆さんも私たちとともに成長していきませんか。

外部経験を生かして活躍する職員（在外研究）



嶋田 靖子

最高裁判所事務総局総務局第一課
主任

(H18採用 法学系の学部出身)
略歴
H18 千葉地方裁判所裁判所事務官(採用)
H21 佐倉簡易裁判所裁判所書記官
H26 最高裁判所事務総局秘書課主任
H29 在外研究
H30 現職

裁判はお金持つのためのもの？

“Is the court system for rich people?”

裁判所では、弁護士に委任せずに自分で訴訟をする方もいらっしゃいます。私は、裁判所の中立性を保ちながら、書記官としてどのように対応すれば、一般の方に手続を理解してもらえるのかと試行錯誤をした経験があり、諸外国の裁判所における当事者との関わり方やサポート体制等を学びたいとの思いから、在外研究制度に応募し、1年間、米国オレゴン州に派遣されました。

派遣先である第四裁判区裁判所では、現地の職員と同様に、デスクとパソコンが用意され、事件情報システムにも自由にアクセスできるなど、恵まれた環境の中で、裁判官や職員へのインタビュー、裁判傍聴、関係機関への訪問、大学での講義の聴講等、忙しくも充実した研究生活を送ることができました。また、アメリカではITの裁判手続への導入が進んでいることは知っていましたが、ウェブサイトで質問に答えていくだけで申立用紙が出来上がるI-formの整備、裁判所への入庁から、法廷での進行、退庁するまでを紹介したガイドビデオのYouTubeへの投稿等、少しでも利用者の負担を軽くしようと、時代に即した様々なツールを取り入れており、裁判官いわく「挑戦している」姿勢に感銘を受けました。その他に、職員がランチタイムをスライドさせて近くのジムに通ったり、ランニングに出かけたりと個人の時間を作りつつ、曜日によって家族のために早出・早帰りをしたり、月に一度はテレワークをする、クリスマスパーティー等の季節の行事を職員みんなで楽しむ等、それぞれが仕事、家庭、プライベートを上手く調整しながら効率良く働いている姿

が印象的で、自分自身の働き方について考える良い機会になりました。

冒頭の言葉は、このような研究生活も終盤に差し掛かった頃、経済的な理由から弁護士に委任せ訴訟に臨んでいた方から投げかけられた言葉です。その方は、裁判の中では、“Be Patient”(忍耐強くあること)が一番重要だと付け加えられました。裁判所利用者も未知の世界の中で忍耐強く手続に臨んでいるのだから、裁判所の職員も、時代や環境に即したサポート体制を模索しながら忍耐強く司法サービスの向上に向けた挑戦を続けていかなければならないと改めて感じました。



現在は、最高裁判所で様々な施策や対外的な対応に携わっています。在外研究で学んだことを生かし、裁判所の中立的な立場を踏まえつつ、どのような対応が適切なのかを常に考え、“Be Patient”という言葉を思い出しながら、日々の執務に取り組んでいます。

仕事と家庭を両立して働く職員



加藤 公絵

名古屋簡易裁判所 主任書記官

(H15採用 法学系の学部出身)

略歴

H15 富山家庭裁判所裁判所事務官(採用)

H17 名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

H22 最高裁判所事務総局総務局第二課主任

H30 現職

育児休業2回・育児時間割取得

ワークとライフは

仲良く同じ方向に走るうさぎ

二兎追う者一兎をも得ず。子供のころ、あれもこれもやりたがる私に母がよくかけた言葉です。けれど、仕事(ワーク)と生活(ライフ)は、私にとっては、仲良く同じ方向に走る“うさぎ”。追いかければどちらも捕まえられると信じています。ならばどうやって追いかけようか? 育児休業から復帰するにあたって考えました。

モチベーションを上げる原動力

一つ目は、やりがいをもって仕事に取り組むこと。何かにつまずいたときは、目の前の一件一件の事件が当事者へ与える影響やこの仕事が社会とどうつながっているかを再確認して、モチベーションを上げる原動力にしています。

自分の出来ることに取り組む

二つ目は、周りの協力を得る上で、まず自分が出来ることに責任を持って取り組むこと。保育園のお迎えで残業ができないなったり、子供の病気で急に休んだり…そんなときは周りに仕事をお願いせざるを得ません。そのとき、「あなたのためなら協力するよ。」と快く思ってもらえる存在になれるように、小さなことでもこつこつやり遂げること、役割分担が固定していない仕事を見つけて率先してやることを心がけています。

互いに補い合う環境に感謝

自分自身、妊娠・出産・育児を経験して、生活の幅が広がることで、周囲の方々も日ごろ職場で見せている面とは別的一面を持っていることや、育児に限らず配慮すべき様々な事情を抱えている可能性があることを改めて考えようになり、それが今、マネジメントに活かされていると感じています。また、私はフォローされる立場であると同時に、子育て中の職員や妊娠中の職員のフォローをする立場もあります。育児中だからと、おんぶにだっこではなく、いろいろな職員が互いに補い合って共に成長していくける環境で働くことに心から感謝しています。

子育てしながら働き輝く

私自身がこのパンフレットを手に取ってくださっている皆さんと同じ年頃には、子育てをしている未来など大して想像もしていませんでした。それでも、妊娠したときに仕事を辞めるという選択肢が全く思い浮かばなかったのは、採用当初からこれまで、子育てしながら働き輝く先輩方の姿をたくさん目にしてきたからだと思います。そして今、育児時間とフレックスタイム制を利用しながら管理職として働いています。裁判所は、子育て中であっても責任のある仕事に取り組むことができる職場、また、両立支援制度が充実しているだけではなく、制度を利用する上で欠かせない協力的な人間関係を築いていくことができる、そんな素敵な職場であると実感しています。

裁判所では、仕事と家庭の両立を支援するため、以下のような各種制度を利用することができます。

産前・産後休暇

産前休暇は出産予定日を含む6週間前の日から、
産後休暇は出産した日の翌日から8週間を経過する日まで、
それぞれ認められる。

育児休業

子が満3歳に達する日までの間、希望する一定期間取得可能。

育児時間

子が小学校就学の始期に達するまで、
1日を通じて2時間を超えない範囲内で利用可能。

男性職員の育児参加休暇

妻の産後8週間以内に、
出生した子の養育のため5日間の範囲内で取得可能。

配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から
出産の日後2週間を経過するまでの期間内に、
2日間の範囲内で取得可能。

早出遅出勤務

始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げるなどして
勤務する制度。

子の看護休暇

子が小学校就学の始期に達するまで、
その子の看護のため1年に5日間の範囲内で取得可能。

介護休暇

家族の介護を行う職員が、一定の期間取得可能。

フレックスタイム制

一定の範囲内でフレックス勤務をすることが可能。

など



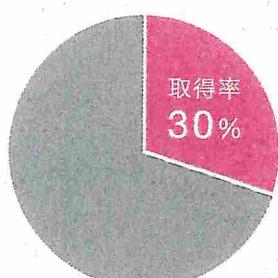
制度の利用状況（平成29年度）

裁判所には、制度が設けられているだけでなく、制度を利用しやすい環境があります。男女を問わず、多くの職員が制度を利用し、それぞれのライフスタイルに合った働き方で十分に力を発揮し、主要なポストで活躍しています。

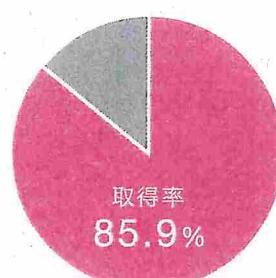
育児休業 (女性)



育児休業 (男性)



配偶者出産休暇 (男性)

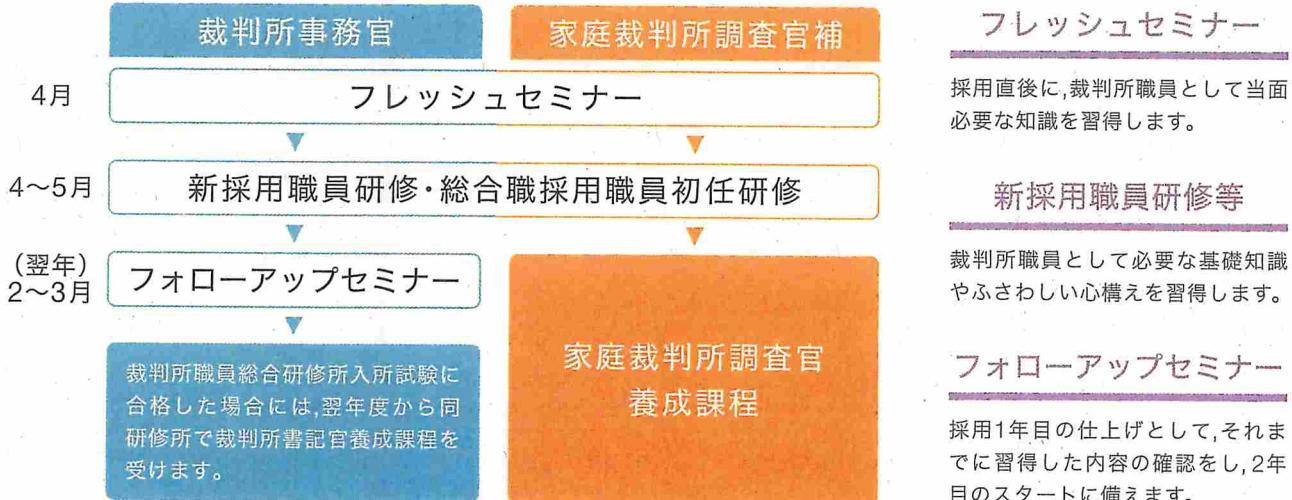


裁判所職員総合研修所



埼玉県和光市にある最高裁判所の研修機関で、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の養成のほか、裁判官以外の裁判所職員に対する職務能力向上のための様々な研修や各種の研究を行っています。裁判所職員総合研修所は、講義やグループ討議など、目的に応じて利用できる大小多数の教室のほか、面接演習室、模擬審判庭など、裁判所書記官や家庭裁判所調査官の専門職として必要な技能・技法を身につけ、力を伸ばすための様々な専用設備を備えています。また、全国から研修に集まる職員のための宿泊施設も敷地内に完備されています。

採用後の研修 Off JT



この他にも、官職やキャリアごとに様々な研修が用意されています。（一例）

事務官法律研修

総合職試験合格者及び法科大学院修了者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

書記官プラッシュアップ研修

中堅書記官としてより高い視点から書記官の職務全般を遂行するに必要な資質、能力の向上を図ります。

家庭裁判所調査官応用研修

若手家裁調査官を対象に、専門的知識等を応用して、複雑困難な事件についても、調査事務を遂行できる能力をかん養します。

家庭裁判所調査官養成課程



松永 真弥

名古屋家庭裁判所
家庭裁判所調査官補
(HGO採用、情報系の学部出身)

家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間にわたり執務に必要な行動科学や法律等の理論及び実務について学び、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

充実したカリキュラム

家庭裁判所調査官養成課程の合同研修は、主に講義と演習で構成されており、行動科学、法律及び調査実務の各科目について、家庭裁判所調査官として身に付けておくべき専門知識や技法を習得できるようなカリキュラムが組まれています。

実践的かつ最新の知見を習得

講義では、実務経験が豊富な裁判官や家庭裁判所調査官が務める教官だけでなく、各分野の専門家である外部講師からも指導を受けることができます。初学者でも理解しやすい丁寧な説明によって、各科目の実践的かつ最新の知見を習得することができます。講義だけでは習得できない面接技法などは、集団討議やロールプレイといった実践形式の演習により、体験的に身に付けることができるよう工夫されています。また、分からぬことがあります。気兼ねなく教官に質問でき、親身で丁寧な指導を受けることもできます。私は、学生時代は環境問題や公害問題について研究しており、心理学や法律の知識はほとんどありませんでしたが、採用後は、このようにとても恵まれた環境のおかげで、家庭裁判所調査官として必要となる知識や技法を習得することができています。

同期と切磋琢磨する

さらに、研修生活で欠かせないのが、同期の研修生の存在です。同期の研修生とは、講義や演習で切磋琢磨し、ともに成長を目指しています。学生時代に学んだ分野がそれぞれ違うので、互いの得意分野から多くの気付きを得ることができます。研修生活の中では、ときに行き詰り、不安や焦りを感じることもありますが、そのようなときは課業後に同期の研修生と一緒に食事をしたり、休日に映画を見たりバーベキューをしたりして、気分転換を図ります。このような同期の研修生との交流は貴重で、とても大切なものです。

このような恵まれた環境の中で、家庭裁判所調査官になることを目指し、日々の研修に励んでいます。



裁判所書記官養成課程



木村 明弘

大阪地方裁判所 裁判所事務官
(H28採用、法学系の学部出身)

Interview

第二部研修生に、研修所や寮での生活などを聞いてみました。みんな目をきらきらと輝かせ、そして、仲もよく、充実した研修所生活を送っていることが、とてもよく伝わってきました。



北尾 彩夏

高松地方裁判所 裁判所事務官(入寮)
(H28採用、総合系の学部出身)

設楽 裕己

東京地方裁判所 裁判所事務官(通所)
(H27採用、経営系の学部出身)

東江 ひろみ

熊本地方裁判所 裁判所事務官(入寮)
(H27採用、経済系の学部出身)

・入所試験を受験しようと思った動機を教えてください。

設楽: 元々書記官になりたいと思っていましたが、採用後に、尊敬できる書記官に出会い、このような書記官になりたいとさらに強く思うようになりました。

・入所試験の勉強は独学ですか。

設楽: 有志の勉強会があり、そこで裁判官や書記官から教えてもらいました。

北尾: 刑法を全く勉強したことがなかったので、基本的なところから書記官に教えてもらいました。

東江: 定期的に答案を書いて裁判官に添削してもらいました。

全員: いつでも快く教えてくれる裁判官や書記官がいるのはすごいと思いました。

・研修所の講義内容が難しすぎて困ったことはありますか。

設楽: 養成課程第二部では、法律を専門に学んだことがない

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、翌年度から裁判所書記官養成課程で法律の理論、実務等について学び、修了後に裁判所書記官に任命されます。裁判所書記官養成課程は、第一部と第二部に分かれており、法学部を卒業した職員は、第一部の課程を履修します。第一部研修生の養成の期間は約1年です。法学部以外の学部を卒業した職員は、原則として第二部の課程を履修します。第二部研修生の養成の期間は約2年です。2年間かけて基礎から学べるのが第二部の特徴です。

信頼される裁判所書記官になるために――

私は今、裁判所の利用者の皆さんや一緒に訴訟を運営する裁判官などから「信頼される裁判所書記官」になるため、第一部で約1年間の研修に取り組んでいます。裁判所書記官養成課程では、裁判官や裁判所書記官としての実務経験豊富な教官の指導を受け、民事訴訟法や刑事訴訟法などの法律や、訴状審査、法廷立会、調書作成などの実務的な技能について学びます。

研修生同士で討議する機会も多く、自分の考えを相手に分かりやすく伝える力も鍛えられます。裁判所の利用者と直接やりとりする機会の多い裁判所書記官にとって、コミュニケーション能力は重要と考えており、積極的に討議に加わるようにしています。研修期間中には試験も実施され、大変

だと感じる瞬間もありますが、有志で集まって勉強会を開くなどして、助け合いながら勉学に励んでいます。

支え合う仲間たち――

全国から、年齢や経験が様々な研修生が集まっているため、新たな視点や考え方へ気付かされることも多く、多様な知識と経験を皆で共有し合うことができるのも研修の魅力の一つと感じています。また、課業時間後にテニスやバドミントンなどをして汗を流したり、休日に観光に出掛けたりすることで、研修生同士の親睦を深めています。研修を終えると皆全国の裁判所に戻っていきますが、研修を通して築かれる信頼関係は何物にも代えがたく、研修期間だけでなく、今後の裁判所生活で長く支え合っていく仲間ができる場所もあると感じています。

前提で、カリキュラムが組まれていますし、教官も分かりやすい講義にしてくださっていますので、ありません。

東江：日々の予習・復習が大変なときもありますが、勉強が行き詰ったときは、自習室で同期と一緒に勉強したり、分からることは同期に教えてもらったりしているので、困ったことはありません。

・教官はどのような方ですか。

全員：最前線で裁判実務に携わっている裁判官や経験豊かな書記官です。法律や理論を実務に即して説明されますし、質問を気軽に受けてくださるので、勉強のことはもちろん個人的なことも相談できます。

・寮での生活はどうですか。

北尾：寮は個室なのでプライベートは十分確保でき、一人でゆっくり過ごしたいときは自分の部屋で過ごし、誰かと会って話したいときは寮にある談話室で過ごすこともでき、快適です。

・地元から長期間離れることに不安や心配はありましたか。

東江：ありませんでしたし、これまでの研修期間も長いとは感じませんでした。

北尾：短期間でも関東で生活ができるので、うれしいと思いました。7月末から2か月、所属庁で実務修習が始まるので、これまで研修所で学んだ知識が現場でどのくらい通用するかが楽しみです。

・通所生ならではの悩みはありますか。

設楽：自宅から通うことでこれまでの生活環境を変えずに

研修を受けられる点はよいのですが、妻も働いており、家事を分担しているので、まとまった学習時間を確保しにくいことが悩みです。その分、電車の中や、朝1時間ほど早く研修所に来て自習しています。



・週末はどのように過ごしていますか。

全員：いろいろな趣味のグループがあり、例えば、パン好きな人のグループは早朝から美味しいと有名な店に行ってゆっくり朝食を食べたり、名所を巡るのが好きなグループは日帰りでいろいろな所に行ったりして、気分転換しながら研修生活にメリハリをつけています。

・研修所の同期はどのような存在ですか。

北尾：年齢や経験も様々でありながら、同じステージに立っている同志という感じで、みんな同じ悩みを抱えているからこそ、一緒に頑張ることができるし、何でも相談しあえる仲間です。

全員：先輩書記官から、研修所の同期は何年経っても心から信頼でき、頼れる仲間だと聞いています。研修所での限られた日々を大切に過ごしていきたいと思います。

我が国の裁判所は、最高裁判所の下に高等裁判所があり、高等裁判所の下に地方裁判所及び家庭裁判所があり、さらに、地方裁判所の下に簡易裁判所があります。

最高裁判所

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て(上告、特別抗告)を取り扱います。法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので、「憲法の番人」とも呼ばれています。

高等裁判所

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て(控訴、抗告)などを取り扱います。また、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれています。

地方裁判所

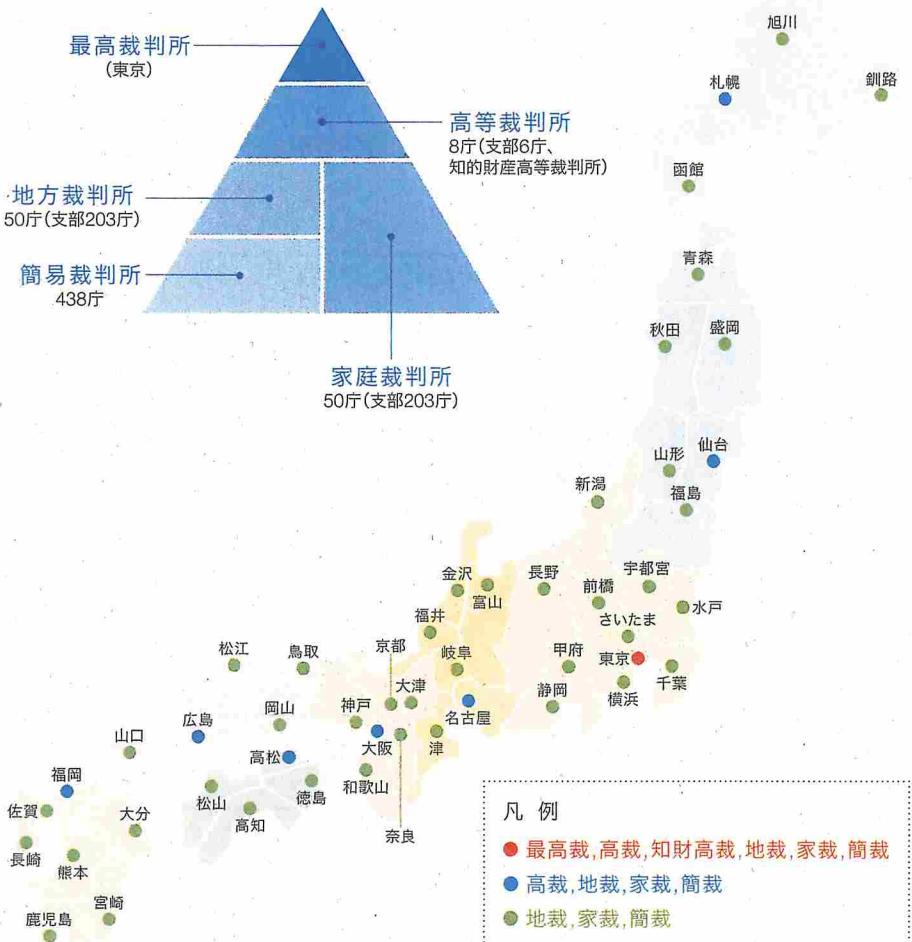
民事訴訟、刑事訴訟の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱うほか、執行・倒産事件なども取り扱います。

家庭裁判所

家事事件、人事訴訟事件及び少年事件などを取り扱います。

簡易裁判所

比較的少額の民事訴訟と比較的軽い罪の刑事訴訟の第一審を取り扱うほか、民事の調停なども取り扱います。



各裁判所の組織は、大きく「裁判部門」と「司法行政部門」に分けられます。

裁判部門

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官などが置かれています。

裁判部門が取り扱う主な手続

民事事件手續

貸したお金を返してほしいなどの個人間の紛争や、売掛代金に関する企業間の紛争などを解決するための手続です。

刑事案件手續

犯罪の犯人だと疑われている人の有罪・無罪などを決めるための手続です。

家事事件手續

離婚や相続などに関する家庭内の紛争を解決するための手続です。

司法行政部門

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官などが行っています。

司法行政部門の仕事の一例

広報(総務課)

広報行事等を企画・実施することで、裁判所の制度等を国民の方々に正しく伝え、裁判所への信頼を確保します。

研修(人事課)

職員の育成のための研修等を企画・実施することで、職員の成長を支え、適正・迅速な裁判を実現していきます。

設備管理(会計課)

裁判事務の合理的・効率的な運用を図るために、裁判所における物的設備を整え、裁判部門をサポートします。

裁判所事務官		総合職試験(裁判所事務官)		一般職試験(裁判所事務官)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格		30歳未満 [※] であって、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満 [※] の者	21歳以上30歳未満 [※] の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者 (中学卒業後2年以上) (5年未満の者も受験可)
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)			
	第2次試験	専門試験(多肢選択式)	作文試験		
試験内容	第3次試験	政策論文試験(記述式)	論文試験(小論文) 専門試験(記述式)	論文試験(小論文)	
		論文試験(小論文,特例希望者のみ)			
		専門試験(記述式)	専門試験(記述式)		
試験内容	第4次試験	人物試験(個別面接)	人物試験(個別面接)	人物試験(個別面接)	人物試験(個別面接)
		人物試験(集団討論及び個別面接)			

* 総合職試験(裁判所事務官)は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験(裁判所事務官)は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

家庭裁判所調査官補		総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格		30歳未満 [※] であって、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満 [※] の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)	
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	専門試験(記述式)
試験内容	第3次試験	専門試験(記述式)	
		人物試験(集団討論及び個別面接)	

* 年齢は、受験する年の4月1日現在

令和2年度から、
家庭裁判所調査官補の試験が
受験しやすくなります。

* 第1次試験は、基礎能力試験(多肢選択式)のみとして、専門試験をなくし、また、第2次試験の専門試験(記述式)では、科目選択の制限をなくすなどの変更を行います。

* 詳しくは、裁判所のウェブサイトをご覧ください。

受験案内(配布について)

総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

試験地の選択について

第1次試験及び第2次試験の筆記試験の各試験地は、希望する勤務地にかかわりなく、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。

総合職試験(裁判所事務官) の特例制度について

総合職試験(裁判所事務官)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験種目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験(大卒程度区分)受験者としての合否判定も受けができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

大学で法律学を専攻していない方も多く合格しています。

総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法律学を専攻していない方も多く合格しています。なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。また、総合職試験(家庭裁判所調査官補)に関しては、専門試験で法律学を選択せずに受験することができます。

裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部など、様々な学部出身者が活躍しています。

また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

裁判所ウェブサイトにも、試験内容の詳細を掲載しています。そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題など、最新の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

Q 希望する任地に採用されるのでしょうか？

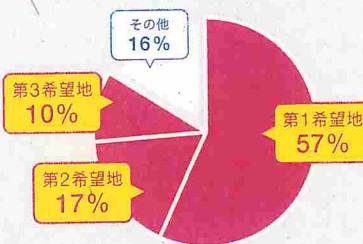
A

総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。
(高等裁判所の管轄区域については、P35を参照してください。)

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の家庭裁判所のうち、大規模庁の中から採用庁が決定されます。

採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

採用者の約8割が
第3希望以上で採用されています！

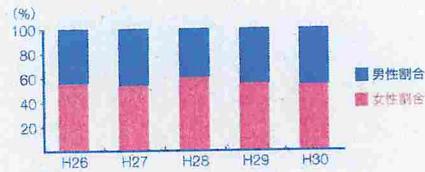


上のグラフは、平成30年度一般職試験に合格し、平成31年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

Q 採用者の男女比はどうなっていますか？

A

右のグラフが示すとおり、過去5年間における新規採用者の男性と女性の割合は、同じくらいの割合です。裁判所は、男女ともに活躍することができる職場です。



Q 採用後の異動について教えてください。

A

総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験に最終合格して採用された場合は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内(高等裁判所の管轄区域については、P35を参照してください。)で勤務することになります。この点は、総合職として採用された場合と、一般職として採用された場合とで違いはありませんが、総合職は、所属の高等裁判所所在地での勤務が中心となり、また、多くの総合職は最高裁判所での勤務も経験しています(なお、一般職として採用された場合でも、本人の希望状況等に応じて、最高裁判所で勤務することもあります。)。

異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。

総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合は、裁判所職員総合研修所入所試験が一部免除されていることから、多くの先輩たちが、採用後2年目に裁判所書記官養成課程を受け、採用後3年目には、裁判所書記官として活躍しています。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することになります。

大規模庁で採用された後は、人材育成等の観点から、概ね3年を目安に小規模庁→中規模庁→希望庁又はその周辺庁の順に異動していくことが一般的です。その後は、地域の実情や上位ポストへの昇進などに応じた異動が行われます。



新たな時代を担う未来の仲間たちへ

裁判所で働くためには、学生時代に法律や行動科学を専門に学ぶことが必要だと思っていませんか。

確かに、私たちは、法律や行動科学等の知識を活用しながら、

裁判手続や司法行政において重要な役割を果たしています。

しかし、私たちがその役割を果たすために必要とされる能力は、それだけではありません。

計画する力、行動する力、分析する力、改善する力、表現する力など、

裁判所で働く上で必要な能力はたくさんあります。

これまで打ち込んだ学問、一生懸命に取り組んだボランティア、アルバイト、趣味など、

学生生活で得たことの全てが仕事につながる貴重な経験です。

裁判所では、法律や行動科学以外にも、

経済学、文学、工学など、様々な分野を学んできた職員たちが活躍しています。

裁判所職員として必要な専門知識は、裁判所に入ってから十分に身に付けることができます。

裁判所は、充実した研修やOJTにより、職員を採用してから育てていきます。

自分の経験を生かしながら、新しい知識や経験も加えて、成長していくことができる、それが裁判所です。

私たちと一緒に、司法の今を支え、より良い司法の未来を創っていきませんか。

男女問わず
ライフステージに合った
働き方ができる。

人として、ずっと成長することができる仕事。

年代として仕事をする
意識が高い。

変化を恐れず
チャレンジする気持ちが大切

一生をかけて
自分を高める事ができる。

法律の専門職としての
使命感

「人」や「社会」と
向き合う仕事。

どんなことでも相談しやすく
若手でも意見を述べやすい。

自己成長しながら、
社会貢献ができる。

最高裁判所事務総局人事局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
TEL:03-3264-8111(大代表)

裁判所 採用

